

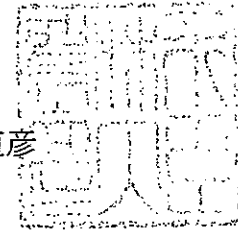
2.3 消安第 756 号

平成 23 年 5 月 19 日

厚生労働大臣

細川 律夫 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



動物用医薬品の承認の申請に係る意見について（照会）

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 83 条第 2 項の規定に基づき、下記の場合に該当する動物用医薬品に係る承認の申請があったときは、同条第 1 項により読み替えて適用される同法第 14 条第 2 項第 3 号（残留性の程度に係る部分に限る。）に該当するかどうかについて意見を求める。

記

動物用医薬品又は動物用医薬部外品のうち、動物体に直接適用しない動物用殺虫剤であって、用法、有効成分の特性等から、食用に供する動物及び食用に供する乳、卵等の生産物を生産している動物が暴露される可能性がないものの承認、再審査又は再評価を行う場合